



2022年2月23日（水）組合学習会のお知らせ



許すな！10年雇い止め 認めろ！無期雇用転換権

～理化学研究所と大阪大学の事例から学ぶ～

2013年の労働契約法第18条の改正等により、非正規労働者は1年毎の有期雇用を5年間継続すると、無期雇用転換権が認められるようになりました。研究者の場合は労契法の特例を適用し、有期雇用契約を10年継続した後に無期雇用転換権が認められます。ところが、理化学研究所では2016年になって、一方的に就業規則を変更し無期転換権を与えないために10年の雇用上限を研究者に押し付ける不利益変更を強行しました。そのため、合計で600名程度の研究者の方々が2023年3月末で雇い止めされる予定です。さらに、大阪大学では本来研究者として契約していない非常勤講師にも特例を適用した上で、やはり10年での大量雇い止めを予定しています。

理化学研究所と大阪大学とで性質の違う部分があることは事実ですが、これらの雇い止めが社会に及ぼす影響は非常に大きいと私たちは考えています。これが認められてしまうと、同様の雇い止めを企む大学や研究機関が雨後の筍のように出てくることは想像に難くありません。その意味において、理化学研究所や大阪大学の問題は決して局所的な問題ではないのです。そして、その動きは既に至る所で始まっています。何としても止めなければなりません。

組合学習会、奮ってご参加ください。



日時：2022年2月23日（水）14：00～17：00

参加費：無料

参加資格：関心のある方ならどなたでも（組合員でない方もOKです）

開催方式：Zoomによるオンライン学習会

参加方法：2月22日午後5時までに当組合 長澤副委員長（ngswtkk@outlook.jp）までメールでご連絡ください。その際、確認のため、お名前とご所属をお伝えください。

【ゲスト・スピーカー】

金井保之さん（理化学研究所労働組合執行委員長）

新屋敷 健（大阪大学非常勤講師当該、関西圏大学非常勤講師組合執行委員長）

中村和雄弁護士（市民共同法律事務所、関西圏大学非常勤講師組合組合員）

主催：関西圏大学非常勤講師組合

<http://www.hijokin.org/>